

尼崎市立学校財務(定期)監査 及び行政監査結果報告

平成 23 年 6 月

尼 崎 市 監 査 委 員

報告監第8号
平成23年6月22日

様

尼崎市監査委員	須賀邦郎
同	堀智子
同	小柳久嗣
同	都築徳昭

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により尼崎市立学校に係る財務(定期)監査及び行政監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の報告を提出します。

目 次

小 学 校	1
中 学 校	3
高 等 学 校	4
幼 稚 園	5
特別支援学校	6

小 学 校

1 監査の期間

平成22年12月6日から平成23年4月21日まで

2 監査の対象

今回の監査は、七松小学校、武庫小学校、武庫南小学校、武庫北小学校、武庫東小学校、武庫庄小学校、武庫の里小学校、園田小学校、園田北小学校、園和小学校、園和北小学校、園田東小学校、上坂部小学校、小園小学校、園田南小学校の15校が平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務、支出事務等については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、契約事務、財産管理等事務及び受託者の源泉徴収事務については、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

(1) スポーツ施設の使用許可について

スポーツ施設の使用許可手続の不備について、昨年度に指摘したにもかかわらず、同様の事例が多数あり、その件数が増加していた。

(スポーツ振興担当、全小学校)

各学校長に対して適切な指導を行うとともに、委託先に対しては仕様書に業務内容を明確に定め、契約内容を確実に履行させ、適正な事務処理を行うこと。

なお、スポーツ施設の使用とならない地域活動のための学校施設の目的外使用許可については、学校の地域での役割も考慮するよう要請した。

(2) 学校における複写機のメンテナンス契約について

学校で使用する複写機のメンテナンス契約及びそれに基づく支出事務において、地方自治法、本市長期継続契約に係る条例及びその運用通達、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程等に基づく事務処理が行われていなかった。

(学務担当、全小学校)

法令をはじめ通達等を遵守し、適切な契約を締結すること。

なお、複写機の契約にあたっては、より経済性が高まる契約方法の検討を行うよう要請

した。

行政監査

受託者の源泉徴収事務について

教育委員会事務局が学校の実行委員会等に委託している事業において、実行委員会等で講師謝礼等について源泉徴収を行う必要があるにもかかわらず、源泉徴収が行われていないものがあり、教育委員会事務局は実行委員会等が源泉徴収義務者となる旨の指導を怠っていた。

（学校教育担当、生徒指導・特別支援担当、教育総合センター）

委託事業において、委託先である実行委員会等に対して、源泉徴収に関する適切な指導を行い、法令に基づいた事務処理を行わせること。

中 学 校

1 監査の期間

平成 22 年 12 月 6 日から平成 23 年 4 月 21 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、武庫中学校、南武庫之荘中学校、武庫東中学校、常陽中学校、園田中学校、園田東中学校、小園中学校の7校が平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務、支出事務、財産管理等事務等については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、契約事務及び受託者の源泉徴収事務については、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

学校における複写機のメンテナンス契約について

学校で使用する複写機のメンテナンス契約及びそれに基づく支出事務において、地方自治法、本市長期継続契約に係る条例及びその運用通達、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程等に基づく事務処理が行われていなかった。

(学務担当、全中学校)

法令をはじめ通達等を遵守し、適切な契約を締結すること。

なお、複写機の契約にあたっては、より経済性が高まる契約方法の検討を行うよう要請した。

行政監査

受託者の源泉徴収事務について

教育委員会事務局が学校の実行委員会等に委託している事業において、実行委員会等で講師謝礼等について源泉徴収を行う必要があるにもかかわらず、源泉徴収が行われていないものがあり、教育委員会事務局は実行委員会等が源泉徴収義務者となる旨の指導を怠っていた。

(学校教育担当、生徒指導・特別支援担当、教育総合センター)

委託事業において、委託先である実行委員会等に対して、源泉徴収に関する適切な指導を行い、法令に基づいた事務処理を行わせること。

高 等 学 校

1 監 査 の 期 間

平成 22 年 12 月 6 日から平成 23 年 4 月 21 日まで

2 監 査 の 対 象

今回の監査は、城内高等学校が平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監 査 の 結 果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務、支出事務、財産管理等事務等については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、契約事務については、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

学校における複写機のメンテナンス契約について

学校で使用する複写機のメンテナンス契約及びそれに基づく支出事務において、地方自治法、本市長期継続契約に係る条例及びその運用通達、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程等に基づく事務処理が行われていなかった。

(学務担当、城内高等学校)

法令をはじめ通達等を遵守し、適切な契約を締結すること。

なお、複写機の契約にあたっては、より経済性が高まる契約方法の検討を行うよう要請した。

幼 稚 園

1 監査の期間

平成 22 年 12 月 6 日から平成 23 年 4 月 21 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、武庫南幼稚園、武庫庄幼稚園、園田幼稚園、園和幼稚園、園和北幼稚園、小園幼稚園の6園が平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

特別支援学校

1 監査の期間

平成 22 年 12 月 6 日から平成 23 年 4 月 21 日まで

2 監査の対象

今回の監査は、尼崎養護学校が平成22年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務、支出事務、財産管理等事務等については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、契約事務及び受託者の源泉徴収事務については、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

学校における複写機のメンテナンス契約について

学校で使用する複写機のメンテナンス契約及びそれに基づく支出事務において、地方自治法、本市長期継続契約に係る条例及びその運用通達、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程等に基づく事務処理が行われていなかった。

(学務担当、尼崎養護学校)

法令をはじめ通達等を遵守し、適切な契約を締結すること。

なお、複写機の契約にあたっては、より経済性が高まる契約方法の検討を行うよう要請した。

行政監査

受託者の源泉徴収事務について

教育委員会事務局が学校の実行委員会等に委託している事業において、実行委員会等で講師謝礼等について源泉徴収を行う必要があるにもかかわらず、源泉徴収が行われていないものがあり、教育委員会事務局は実行委員会等が源泉徴収義務者となる旨の指導を怠っていた。

(学校教育担当、生徒指導・特別支援担当、教育総合センター)

委託事業において、委託先である実行委員会等に対して、源泉徴収に関する適切な指導を行い、法令に基づいた事務処理を行わせること。